

東浦町医療的ケア児学校等訪問看護事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療的ケア児に対し学校等において医療的ケアを提供することにより、医療的ケア児の生活の場を確保し、及びその保護者が安心して労働に従事すること等を可能とするための東浦町医療的ケア児学校等訪問看護事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する医療行為であって、短時間かつ定時の対応により処置が終了するものをいう。
- (2) 医療的ケア児 法第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。
- (3) 学校等 次に掲げる施設をいう。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校及び中学校
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
 - エ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
 - オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (4) 訪問看護事業所 健康保険法（大正11年法律第70号）第89条第1項に規定する訪問看護事業所をいう。
- (5) 訪問看護 訪問看護事業所の看護師又は准看護師が行う療養上の世話をいう。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者は、町内に住所を有し、学校等に通う医療的ケア児（本人又は学校等の職員等が処置できる医療的ケア児及び常時の看護を必要とする医療的ケア児を除く。以下「対象児童」という。）の保護者（労働等を理由に学校等で医療的ケアを実施することができない保護者に限る。）とする。

(事業内容等)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象児童が通う学校等の敷地内において当該対象児童に対し、医療的ケアを実施するもの。
- (2) 教育課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第50条の規定により編成された小学校の教育課程及び同規則第72条の規定により編成された中学校の教育課程をいう。）の実施に際して対象児童に対し、医療的ケアを実施するもの。

2 前項各号の規定により実施する事業の利用時間は対象児童1人につき1回当たり90分以内とし、その利用回数は1日当たり2回を限度とする。

(利用者負担)

第5条 第8条に規定する利用決定者は、1月につき、次に掲げる経費の100分の10に相当する額を負担するものとし、負担上限月額は別表に定めるとおりとする。この場合において、負担上限月額は世帯を単位とし、同一世帯において、同一の月に事業を利用した対象児童が複数いる場合であっても、世帯における利用者負担額は、別表に定める負担上限月額を超えないものとする。

(1) 同一の月に受けた事業に係る訪問看護（以下「対象訪問看護」という。）について、対象児童1人につき次に掲げる1回当たりの対象訪問看護を受けた時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額

ア 30分を超え90分以内の場合 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表区分01訪問看護基本療養費（I）イ（1）に定める額に、月の1回目の訪問の場合にあっては同表区分02訪問看護管理療養費1ニに定める額を、月の2回目以降の訪問の場合にあっては同表区分02訪問看護管理療養費2イに定める額を加えた額

イ 30分以内の場合 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

(2) 訪問看護告示別表区分03訪問看護情報提供療養費1に定める額

2 第8条に規定する利用決定者は、事業を利用した場合は、前項の規定により算定された額を利用した訪問看護事業所に支払うものとする。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者は、東浦町医療的ケア児学校等訪問看護事業利用申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ町長に提出するものとする。

(1) 住民票の写し

(2) 世帯の所得が確認できる所得証明書の写し

(3) 対象児童の主治医が作成した訪問看護指示書の写し

(4) 学校等において事業を利用することについて、当該学校等の長の承諾を得たことが分かる書類の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、本町が保有する公簿により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。

(利用の決定等)

第7条 町長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、事業の利用の可否を決定し、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 前条の規定による利用の決定（次条の規定による変更の決定を受けた場合にあっては、当該決定後の利用の決定）（以下「利用決定」という。）を受けた者（以下「利用決定者」という。）は、利用決定に係る内容を変更しようとするときは、東浦町医療的ケア児学校等訪問看護事業利用変更申請書（様式第2。以下「変更申請書」という。）をあらかじめ町長に提出するものとする。この場合において、訪問看護事業所の変更にあつては当該変更に係る第6条第3号の書類を、学校等の変更にあつては当該変更に係る同条第4号の書類を添付するものとする。

（変更の決定等）

第9条 町長は、変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、事業の利用の変更の可否を決定し、当該変更申請書を提出した者に通知するものとする。

（報告等）

第10条 町長は、事業の利用に関して必要があると認めるときは、利用決定者、学校等の長、訪問看護事業所の長又は訪問看護事業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させることができる。

2 利用決定者は、第3条に規定する事業の対象となる者の要件を欠いたときは、遅滞なく町長に申し出なければならない。

（利用決定の取消し等）

第11条 町長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用決定を取り消すものとする。

（1）第3条に規定する事業の対象となる者の要件を欠いたとき。

（2）偽りその他不正な手段により利用決定を受けたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、利用決定を取り消す必要があるとき。

2 町長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年3月21日から施行する。

2 東浦町医療的ケア児学校等訪問看護事業の利用の決定を受けようとする者は、この要綱の施行の日前においても、第6第1項の規定の例により、その申請を行うことができる。

別表（第5条関係）

負担上限月額

世帯の種別	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円

市町村民税非課税世帯	0 円
市町村民税課税世帯で所得割額が 28 万円未満の世帯	4,600 円
市町村民税課税世帯で所得割額が 28 万円以上の世帯	37,200 円

備考

- 1 市町村民税の所得割の額は、利用者決定者が属する住民基本台帳の世帯の世帯員全員の所得を合算して計算する。
- 2 利用期間の始期が7月から翌年3月までの場合は当該年度、利用日の属する月が4月から6月までの場合は前年度の課税状況により、負担上限月額を判定を行う。

様式第1（第6条関係）

東浦町医療的ケア児学校等訪問看護事業利用申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

標記の件について、下記のとおり申請します。なお、申請に当たり、次のことを承諾します。

- 1 申請者が属する世帯の住民登録資料、税務資料その他の資料について、町が調査し、照会し、又は閲覧すること。
- 2 利用期間内に主治医が作成した指示書の訪問看護指示期間が終了する場合に、利用する訪問看護事業所から主治医が新たに作成した指示書の写しを町に対して提供すること。

記

対象 児童	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
	医療的ケア の内容			
	本人が医療的ケ アを行うことが できない理由			
保護者が学校等で医療的 ケアを実施できない理由				
主治医	医療機関名			
	氏 名			
学校等の名称				
訪問看護事業所の名称				
利用希望期間		年 月 日～ 年 月 日 まで		

様式第2（第8条関係）

東浦町医療的ケア児学校等訪問看護事業利用変更申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

標記の件について、下記のとおり変更申請します。

記

対象 児 童	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
	医療的ケア の内容			
変更する内容				
変更する理由				